

子どもの居場所の安全対策マップ

17 項目の「子どもの性暴力被害に対する安全対策」 × こども性暴力防止法

子どもの安全を守るために

このマップは、被害当事者が示した 17 項目の安全対策について 1 項目ずつ、「法ができること」と「居場所運営者がやれること」を一覧にしています。
17 項目の安全対策と法律を、並べて見てください。17 項目の安全対策は、手続きも、手数料も、法律上の要件もなく、いますぐできる小さなことから始められます。
あなたの関わる場所で、「無理なく始められるのはどこからだろう？」 その答えを探す道しるべとして、このマップを活用してください。

17 項目の「子どもの性暴力被害に対する安全対策」とは何か？

17 項目の安全対策は、子どもの居場所で性被害を受けた当事者ご本人が 2019 年に発表したものです。

(典拠:雪田樹理弁護士「子ども性暴力防止法——『日本版 DBS』とは？」女性共同法律事務所ニュースレター2024 年 8 月 5 日。被害当事者ご本人了解・活用の呼びかけ付き)。

- ① 大人と子どもとは対等ではなく、圧倒的な力の差があるのだということを理解したうえで関わる
- ② 利害関係のない人達で構成された第三者委員会を設置する
- ③ 第三者委員会はスタッフや子どもに対する性暴力の研修・ワークショップを決定・意見・助言する
- ④ 第三者委員会が選んだ外部の相談窓口の体制を整備する(子ども用もスタッフ用も)
- ⑤ 性的虐待を防止・根絶するため、この安全対策の検証も定期的に行う
- ⑥ 第三者委員会の選んだ外部の講師による人権研修を定期的に受ける(スタッフ・子ども・保護者)
- ⑦ 子どもが SOS を出しやすいようスクールカウンセラーを配置する
- ⑧ 被害に遭わないために、また、被害に遭ってしまった時に SOS を出せるよう、子ども達がいつでも手に取れる場所に性暴力に関する書籍を複数置いておく
- ⑨ 入所時に外部の相談窓口のリーフレット一式を渡し、トイレや壁など施設内の各所に常に配置しておく
- ⑩ 業務外の個人的なやりとりは禁止する
- ⑪ 大人と子どもが対等ではないことを自覚できないまま行われる宿泊行事(イベント)は両者にとって危険である為、実施しない
- ⑫ 既に諸外国で取り入れられているように、採用時に性犯罪歴の有無を確認し、有れば採用しない
- ⑬ 子どもに対する性暴力を含めた、性暴力防止規定を作成し、就業規則を整備する
- ⑭ 被害の疑いが出てきた時点で、組織は隠ぺいせずきちんと調査し、被害者が守られるように努める。加害者が被害者と接触しないよう加害者には自宅待機命令等を出す。調査の間も被害者が望めば変わらず通えるように環境を整える
- ⑮ スタッフが加害した場合は懲戒処分にする
- ⑯ 加害行為が起きた場合「加害者個人の行ったこと」とトカゲのしっぽ切りで済まらず、組織の意識や構造の問題でもあるという意識を持つ
- ⑰ 調査の結果、加害の有無に関係なく再発防止策を講じる

こども性暴力防止法(2026 年 12 月 25 日施行) 誰に関わってくる法か？

この法律は、学校だけの話ではありません

子どもに関わる場は法の中で三つに分類され、その分類により法が定める「**負う義務** と **使える権限**」への関わりが違ってきます。

「義務」となる対象 (法 2 条 3 項): 学校・保育所(3 項 1 号)・指定を受けた放課後等デイサービス(3 項 2 号)など。**施行日から法律上の義務を負います。義務の対象となるのは、認可等を受けた事業であって、子どもの側の選択によって避けることができない環境です(施行ガイドライン 37 頁)。**

「認定」を受けられる対象 (法 2 条 5 項): 学童保育(放課後児童健全育成事業・5 項 9 号)、認可外保育施設(5 項 17 号)、指定を受けていない放課後等デイサービス等(5 項 4～7 号)、そして学習塾・スポーツクラブ・ダンススクール・フリースクール等の民間教育事業(5 項 3 号。ガイドライン 53 頁が例示)。子どもに芸芸や知識を教える人が 3 人以上いる場(雇用の有無を問わず、ボランティアを含む。政令 1 条・ガイドライン 55 頁)は民間教育事業の要件にかかわります。これらの場が義務を負うのは、**認定を申請し、認定を受けた場合**です。申請するかどうかは、それぞれの団体が任意に選ぶことができます(申請手数料:書面 31,500 円・オンライン 30,000 円、標準処理期間 1～2 か月程度)。

「対象の外」: 専ら保護者がいる環境、場所の提供が主目的の事業、当事者どうしの交流が主目的の活動などは、対象外として整理されています(ガイドライン 51 頁)。

認定を受けると、どんな義務を負い、何ができるようになるのか

スタッフ採用時等の性犯罪歴の確認は、**国の照会の仕組みを通じてのみ実施できます**。認定を受けた事業者は、この確認を行う義務と権限を持ちます。確認できる性犯罪歴には**範囲※**があります(このほかにも、スタッフ研修の実施や相談体制の整備など、認定を受けた事業者が負う義務があります)。

※ 確認ができる対象は特定性犯罪の前科(拘禁刑は執行終了等から 20 年、執行猶予は裁判確定から 10 年、罰金は 10 年)。示談・不起訴・公訴時効となった事案は確認の外にあります。

マップの歩き方

4つのステップ  できるところから、どこからでも始められます

- 1 関心をもつ
- 2 自分ができることをちょっとずつやる
- 3 安全を守れる感度と仕組みを育てる
- 4 社会風土をつくる

凡例: **義務** = 学校設置者等に法律上の義務 / **認定** = 認定を受けた民間事業者に義務 / **GL** = 施行ガイドライン(こども家庭庁・令和8年1月)が求める事項 / **外** = 法体系に規定なし

17項目の安全対策 (2019年に被害当事者が発表)	こども性暴力防止法ができること (2026.12.25 施行)	どの場でも、居場所運営者がやれること 	
① 大人と子どもとは対等ではなく、圧倒的な力の差があるのだということを理解したうえで関わる	研修の第一項目として制度化:「こどもの権利」「支配性を有する立場」等(法8条/規則19条3項1号) 義務 認定	研修を行い、日常の規範へ根づかせる	3
② 利害関係のない人達で構成された第三者委員会を設置する	規定なし 外 。調査は事業者自身が実施(法7条1項・規則10条)	第三者委員会を設置する	3
		委員の氏名・利害関係を公開する	4
③ 第三者委員会はスタッフや子どもに対する性暴力の研修・ワークショップを決定・意見・助言する	研修義務あり(法8条/法20条1項5号+規則19条3項・座学+演習) 義務 認定 。第三者の関与は 外	法が研修を義務とする意味をスタッフと話し合う	1
		研修計画を相談できる第三者をもつ	3
④ 第三者委員会が選んだ外部の相談窓口の体制を整備する(子ども用もスタッフ用も)	相談体制は義務。ただし外部窓口は「周知」まで(法5条2項/20条1項3号+規則9条) 義務 認定	法が相談体制を義務とする意味をスタッフと話し合う	1
		子どものための外部相談窓口の第三者による選定+スタッフ用窓口も併設する	3
⑤ 性的虐待を防止・根絶するため、この安全対策の検証も定期的に行う	帳簿・定期報告と行政監督(法15~18条・28~30条・32条) 義務 認定 。独立主体による定期検証は 外	対策の検証日程(年次総会など)を決める	3
		対策の検証結果を公開する	4

17 項目の安全対策 (2019 年に被害当事者が発表)	こども性暴力防止法ができること (2026.12.25 施行)	どの場でも、居場所運営者がやれること	
⑥ 第三者委員会の選んだ外部の講師による人権研修を定期的に受ける(スタッフ・子ども・保護者)	スタッフ研修は義務(③) 義務 認定 。子ども・保護者向け教育・啓発は推奨 GL (GL126 頁～)	スタッフ・子ども・保護者に向けて、外部講師による人権研修を定期的に実施する	3
⑦ 子どもが SOS を出しやすいようスクールカウンセラーを配置する	配置義務なし 外 。相談体制の一形態として運用可(法 5 条 2 項)	カウンセラーの配置や、巡回・オンライン相談等の措置をする	3
⑧ 被害に遭わないために、また、被害に遭ってしまった時に SOS を出せるよう、子ども達がいつでも手に取れる場所に性暴力に関する書籍を複数置いておく	直接の規定なし。意識啓発の環境整備として GL (GL119～120 頁)	性暴力に関する書籍を置く (今日から始められる 第一歩)	2
⑨ 入所時に外部の相談窓口のリーフレット一式を渡し、トイレや壁など施設内の各所に常に配置しておく	外部相談窓口の児童等・保護者への周知は義務(規則 9 条 2 号) 義務 認定	外部の相談窓口を調べて掲示する (今日から始められる 第一歩) ④の外部連携 に向け歩を進める	2
⑩ 業務外の個人的なやりとりは禁止する	「不適切な行為」として例示: 私的な連絡先交換・私的なやり取り(GL21 頁)。該当時は防止措置へ接続(法 6 条・GL20 頁) GL	法のガイドラインに同項が入る意味をスタッフと話し合う	1
		服務規律として明文化する	3
⑪ 大人と子どもが対等ではないことを自覚できないまま行われる宿泊行事(イベント)は両者にとって危険である為、実施しない	実施そのものの規定なし 外 。ただし、行う場合の決まりはある: 宿泊を伴う活動で不必要に二人きりにならない・密室の回避等(GL21 頁) GL	法のガイドラインに同項が入る意味をスタッフと話し合う	1
		実施する場合の条件(複数人体制・部屋割り等)を明文化する	3
⑫ 既に諸外国で取り入れられているように、採用時に性犯罪歴の有無を確認し、有れば採用しない	法の中核 。犯罪事実確認義務(法 4 条/26 条) 義務 認定 対象: 特定性犯罪(法 2 条 7 項・8 項)+94 条例が定める罪(政令 2 条)。遡及範囲: 拘禁刑 20 年/執行猶予 10 年/罰金 10 年	この法が立法された意味をスタッフと話し合う	1
		申請できる業態の団体は認定をとり、スタッフ採用時に犯罪歴の確認ができる体制にする	3

17 項目の安全対策 (2019 年に被害当事者が発表)	こども性暴力防止法ができること (2026.12.25 施行)	どの場でも、居場所運営者がやれること 	
⑬ 子どもに対する性暴力を含めた、性暴力防止規定を作成し、就業規則を整備する	対処規程があることが認定の基準(法 20 条 1 項 4 号 + 規則 19 条 2 項。国のひな型 = GL 別紙 1) 認定 義務対象も報告・対応手順の策定 + 周知は義務(規則 8 条 3 号) 義務 。就業規則整備は GL が前提として要求(GL80 頁・別紙 5) GL	法のガイドライン・ガイドライン別紙をスタッフと読み、話し合う	1・2
		規定・規則を作成する	3
		作成した規定・規則を公開する	4
⑭ 被害の疑いが出てきた時点で、組織は隠ぺいせずきちんと調査し、被害者が守られるように努める。加害者が被害者と接触しないよう加害者には自宅待機命令等を出す。調査の間も被害者が望めば変わらず通えるように環境を整える	調査義務(法 7 条 1 項 + 規則 10 条:名誉・尊厳/公正中立)。保護・支援(法 7 条 2 項 + 規則 11 条:接触の回避/日常を取り戻すことを目的と明記)。防止措置(法 6 条) 義務 認定	同項の全てを法がカバーする意味をスタッフと話し合う	1
		現法に定めのない施行日以前の過去の事案について、調査・検証できる規定を作成する	3・4
⑮ スタッフが加害した場合は懲戒処分にする	法に直接規定なし。就業規則への懲戒種別・事由の事前規定 + 周知が前提(GL80 頁。条文例 = 別紙 5) GL	法のガイドライン・ガイドライン別紙に示された例を読み、スタッフと話し合う	1・2
		懲戒規定の整備・周知する	3
		規定を公開する	4
⑯ 加害行為が起きた場合「加害者個人の行ったこと」とトカゲのしっぽ切りで済まらず、組織の意識や構造の問題でもあるという意識を持つ	規定なし 外 。法が制度化するのは個人の確認と個別事案の対応まで	法は意識を規定しえないので、組織の構造に踏み込む検証ができる体制をつくる ②の検証機関の独立性 ⑤の対策の検証 と一体	
⑰ 調査の結果、加害の有無に関係なく再発防止策を講じる	部分対応(GL20 頁の「不適切な行為」枠組み GL + 法 6 条 義務 認定)。国のひな型規程(GL 別紙 1) の 7 条で「事実の有無が評価できない場合を含む」再発防止を明文化——ただし必須記載事項の外 = 採用は任意	法のガイドラインが対応する意味をスタッフと話し合う	1
		国のひな型規程(ガイドライン別紙 1)7 条相当の対策を講じる	3
		再発防止策を公表する	4

歩いた分は、積み重なる

ステップの順に実施した項目は、認定を申請する場合の準備と実質的に重なります。

- ⑨ 認定・義務の両対象に共通する要件そのもの(規則 9 条 2 号)。
- ⑩⑮ 国の就業規則参考例(GL 別紙 5)が条文例を提供。
- ⑰ 国の対処規程ひな型(GL 別紙 1)7 条とほぼ同型。
- ③⑥ 研修(従事者分)は認定基準の一項目(法 20 条 1 項 5 号)。
- ⑭ 認定基準の対処規程の中身(法 20 条 1 項 4 号イ・ロ・ハ)に対応します。

認定を申請するかどうかを決める前に実施した歩みは、申請する場合の準備として積み重なります。17 項目の安全対策の実施そのものには、認定の手続きも、手数料も、法律上の要件ありません。

このマップは、子どもの居場所を支える人、制度を考える人、選ぶ人——どなたでも、子どもの安全を考えるために使えます。

2026 年 12 月 25 日は、こども性暴力防止法の施行日です

あなたが関わる場合は 17 項目の安全対策のステップ  どこから歩いていきますか？

- 根拠法令:令和 6 年法律第 69 号/令和 7 年政令第 440 号/令和 7 年内閣府令第 104 号(施行規則)/こども性暴力防止法施行ガイドライン(こども家庭庁・令和 8 年 1 月)
- 17 項目の安全対策の著作権は発表者ご本人に帰属します(典拠:上記雪田弁護士記事。本人了解・活用呼びかけ付き)。17 項目の文言・順序は原文のまま、一切変更していません。

- 本対照表の構成・分析:久保田希、2026 年 8 月 21 日発行。CC BY 4.0——出典表示の上、複製・改変・配布は自由です。
正本:<https://monochi-glitch.github.io/kodomo-anzen-map/>

